

特別償却の付表（十三）の記載の仕方

- 1 この付表（十三）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条の2第1項《港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の17第1項《港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、措置法第43条の2第1項又は第68条の17第1項に規定する技術基準適合施設（以下「技術基準適合施設」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 2 「技術基準適合施設の種類等1」には、耐用年数省令別表に基づき、技術基準適合施設の種類、構造、細目等を記載します。
- 3 「特定技術基準対象施設の名称2」には、改良の工事をした港湾法第56条の2の21第1項《特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等》に規定する特定技術基準対象施設（以下「特定技術基準対象施設」といいます。）の名称を記載します。
- 4 「同上の所在地3」には、特定技術基準対象施設の所在地を記載します。
- 5 「取得価額7」には、技術基準適合施設の取得価額を記載します。

ただし、その技術基準適合施設につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 6 「特別償却率8」の分子は、次の技術基準適合施設の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 港湾隣接地域のうち緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域内において取得等をした技術基準適合施設…「22」
 - (2) (1)以外の技術基準適合施設…「18」
- 7 「償却・準備金方式の区分10」は、その技術基準適合施設につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 8 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「港湾管理者への報告年月日11」には、港湾法第56条の5第3項《報告の徴収等》の規定による港湾管理者からの求めに対し同項の規定による報告（同法第56条の2の2第1項《港湾の施設に関する技術上の基準等》に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限りません。）を行った年月日を記載します。平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間にこの報告を行っていない法人については、この制度の適用はありませんので注意してください。
 - (2) 「港湾管理者からの勧告の有無12」には、特定技術基準対象施設について港湾法第56条の2の21第1項の規定による勧告を受けているかどうかの有無を記載します。「有」の場合には、この制度の適用はありませんので注意してください。
 - (3) 「港湾施設に必要な技術基準に適合する旨の証明年月日13」には、租税特別措置法施行規則第20条の11又は第22条の35《港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却》の規定による証明がされた年月日を記載します。
 - (4) 「その他参考となる事項14」には、その資産が技術基準適合施設に該当する旨等参考となる事項を記載します。